

平成30年（ネ）第164号 福島原発避難者損害賠償請求事件（第1陣）

控訴人兼被控訴人（一審原告） 早川篤雄 外 215名

被控訴人兼控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

2019（平成31）年2月18日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

控訴審準備書面（1）

（予見の対象についての主張の補充）

一審原告ら訴訟代理人

弁護士	小野寺	利	孝	代
弁護士	広田	次	男	代
弁護士	鈴木	堯	博	代
弁護士	米倉	勉	勉	代
弁護士	笹山	尚	人	代
弁護士	高橋	力	力	代
弁護士	大木	裕	生	代
弁護士	久保木	太	一	代
弁護士	川口	智	也	代

外

目次

1	予見の対象に関する一審原告の主張と原判決の内容.....	3
2	過失の客観化と予見可能性が求められる根拠.....	3
3	「事前的判断の方法」の方法がとられるべきこと.....	4
4	一審原告らの主張は「事前的判断の手法」によっていること.....	5
5	「損害発生の現実的危険性がある事象」が分岐点となること.....	6
	（1）「損害発生の現実的危険性がある事象」が予見の対象となること.....	6
	（3）本件事故における「損害発生の現実的危険性がある事象」とは何か.....	7
6	現実的危険性があれば結果回避措置は義務づけられること.....	8
7	原判決は予見可能性と因果関係の要件を混同していること.....	9
8	敷地高を超える津波に対する対処措置により本件事故が回避できたこと.....	10
	（1）予見された原因事象に応じて結果回避措置が導かれること.....	10
	（2）敷地高を超える津波の予見に基づいて求められる結果回避措置.....	11
9	結論.....	12

1 予見の対象に関する一審原告の主張と原判決の内容

一審原告らは、予見可能性の対象として「全交流電源喪失をもたらし得る程度の地震及びこれに伴う津波が発生すること」、より具体的には「O. P. +10メートルを超える津波の到来」と主張してきた。

ところが、控訴理由書でも示したとおり、原判決は、この点について、一審被告が福島第一原発の敷地高を超える程度の津波が到来して全交流電源を喪失する事態が発生する可能性があることについて認識しえたとしても、敷地高をどの程度を超える津波であるのかやその持続時間、水量等によって、被告が採るべき結果回避措置の内容は異なるため、上記一審原告らの主張は、直ちに採用することはできないとしたうえ、損害論における事情の一つとして予見可能性の有無を検討しているところ、その慰謝料額の認定にあたっては、現実に生じた事象に即して判断されるべきであるから、慰謝料額の認定の一事情として予見可能性の有無を判断するならば、本件地震及び本件津波という現実に生じた事象に対応した検討をすることになったとした。

しかし、予見可能性の対象についての原判決は、控訴理由書でも指摘したとおり、重「過失」の有無を問題にしながらか、その過失の基本構造の一つである予見可能性についての理解ができていないといわざるを得ない。いずれにしても、原判決は、他の地裁判決とは極めて異質な判断をしていることから、予見の対象については、改めて、本準備書面において補充を行う。

なお、本件で問題となる全交流電源喪失とは、外部電源及び非常用内部交流電源を喪失することをいうところ、そのうちの外部電源については、耐震強度が充分には確保されておらず、想定される範囲内の一定規模の地震動によって、機能喪失に至る危険があり得るものである。

2 過失の客観化と予見可能性が求められる根拠

民法709条の不法行為の要件としての「過失」については、かつては、「注意を欠いた意思の状態」として過失をとらえる考え方があった。すなわち、過失

とは、不注意により行為の結果を予見しないか、又は予見しても結果発生を容認しない心理状態であるなどとされた。

しかし、今日においては、「過失の客観化」といわれる通り、過失の本質を行為者の意思や心理状態に還元せず（内的注意に結びつけられた主観的過失概念からの解放）、もっぱら行為者の行為が法秩序に対して違反したことを捉えて過失とする立場が多数の支持を得ている。

すなわち、『過失』とは、結果回避ないし防止義務に違反した行為であり、かつその前提として行為者に結果発生の予見可能性の存在ないし予見義務が要求されている行為として、規定される」（平井宜雄「損害賠償法の理論」400頁）と定式化される考え方である（潮見佳男「不法行為法Ⅰ 第2版」271頁）。

客観的な過失論に立つ見解においても、結果回避義務（行為義務）を課すには、行為者が結果発生を予見可能であったことが前提となるとして、いわば「適法行為の期待可能性の要件」として、結果発生についての予見可能性が、過失の要件として要求されることとされる。

このような予見可能性の法律上の要件としての位置づけからすれば、結果発生の現実的危険性がある事象を予見することが可能であれば、当該行為者は、当該事象から被害（損害）が発生する現実的な危険性を認識することが可能なのであるから、その行為者に結果発生を回避すべき注意義務を課すことに何ら支障はない。これを換言すれば、行為者に、特定の結果（被害）発生の回避義務を課す前提（要件）として一般的に要求される予見可能性については、その予見の対象は、結果発生をもたらす現実的危険性のある事象についての予見で足りるのである。

3 「事前的判断の方法」の方法がとられるべきこと

過失（結果回避義務違反）及びこれを基礎づける予見可能性の判断の方法については、いわゆる「事後的判断の方法」と「事前的判断の方法」が指摘される。

前者の事後的判断の方法は、行為者に要求すべき行為準則を、既に発生した具体的な結果からさかのぼって事後的・回顧的に確定していく手法である。これに

対して、後者の事前的判断の方法は、行為時に身を置いて、ある特定の行為からどのような事象（潜在的な結果）が生じるかを考えて、行為者に要求すべき行為準則を事前的に確定していく手法である。

この点については、法秩序が命令・禁止規範の形で作為義務・不作為義務を課すのは、これから行為をしようとする者に対して、過失判断を介して、自由な行動を制約し、合理的な行動を義務付けようとする狙いがあることからすれば、後者の事前的判断の方法が相当といえる（前掲・潮見286頁）。

特に過失（結果回避義務違反）を基礎づける予見可能性の判断については、より一層、事前的な判断の方法が妥当するといえる。

そもそも、過失判断において予見可能性が要求される理由は、結果回避義務（行為義務）を課して適法行為をなすべしと命ずる前提として、その行為への期待可能性を基礎づけるためである。そして、行為者が実際の行為を行う際（行為時の視点）には、結果として現実に発生した事態（結果発生後の視点）だけではなく、将来に向けて潜在的に発生しうる多様な結果（被害）及びそれに至る因果関係の連鎖を考慮して意思決定をなしていくものである。よって、行為者が将来において発生しうる事態を予見することの可能性の判断も、行為時に立って、実際に発生した現実の事態だけでなく、発生しうる多様な結果（被害）及びそれに至る因果関係の連鎖を考慮する必要があるのである。

4 一審原告らの主張は「事前的判断の手法」によっていること

一審原告らは、現に津波対策が求められた時期（2002年、2006年）の時点に視点を置いて、この後に全交流電源喪失をもたらし得る程度の津波の到来があり得るか否かという観点に立って、全交流電源喪失をもたらし得る現実的な危険性のある原因事象たり得る津波についての予見可能性を問題としている。具体的には、建屋敷地を超えるO. P. +10メートル超の津波の襲来があれば、全交流電源喪失を回避するため措置を取るべきことが求められると主張するものであり、まさに「事前的判断の手法」に沿うものである。

5 「損害発生の実現的危険性がある事象」が分岐点となること

(1) 「損害発生の実現的危険性がある事象」が予見の対象となること

既に述べたとおり、予見可能性については、最終的には、損害（結果）発生
の予見可能性の有無が問われることとなる。

しかし、実際の損害（結果）発生に至るプロセスを考えた場合には、通常、
出発点となる原因事象から始まって、最終的な損害の発生に向けて、時系列に
沿って順次つながる複数のプロセスを介していることが通常である。

すなわち、現実の不法行為の因果関係を観察する場合には、時系列に沿って、
特定の原因事象（A）→中間的な事象（B）→これに続く中間的な事象（C）
→最終的な損害（結果）発生（D）という因果関係のプロセスを経ることが通
例である。

身近な交通事故を例にとれば、たとえば、見通しの効かない交差点に交差道
路の安全を確認せずに進入する行為（A）→交差道路からの自動車との衝突事
故の発生（B）→交差車両の運転者の重傷（C）→搬送された病院での死亡に
よる生命侵害（D）という因果関係のプロセスが考えられる。

この場合、過失（結果回避義務違反）の前提をなす予見可能性の対象につい
ては、最終的には、死亡という損害発生自体の予見可能性が求められることは
当然である。しかし、実際の裁判実務における過失（注意義務違反）の有無に
ついての判断においては、「見通しの効かない交差点に交差道路の安全を確認
せずに進入する行為（A）」には、「交差車両との衝突事故」（B）を発生させ
る現実的な危険性があり、この（B）には、「運転者に重傷を負わせること」（C）
の現実的な危険性があり、更に（C）には、その者を死亡に至らせること（D）
についての現実的な危険性があるといえる。

こうした事例の場合においては、予見可能性については、直接に最終的な結
果である「人の死亡」自体の予見可能性を判断することなく、そうした損害を
発生させる現実的な危険性がある「交差車両との衝突事故」（B）についての

予見可能性を問題として、これについて予見可能性がある以上、それを回避するために交差道路の安全を確保すべき結果回避義務が認められるという判断過程を取ることが多い。

この場合、上記の例についていえば、交差点への進入（A）は、必然的に「交差車両との衝突事故」（B）を引き起こすものとはいえない。同様に、「交差車両との衝突事故」（B）も「運転者の重傷」（C）を必ず引き起こすものではなく、「運転者の重傷」（C）も「人の死亡」（D）という結果を必ず引き起こすものともとはいえない。

しかし、「交差点に安全を確認せずに進入する行為（A）」をなす時点に立つてその後の因果関係のプロセスを想定した場合には、「交差車両との衝突事故」（B）から始まり「運転者重傷」（C）という事態を介して、「人の死亡」（D）につながり得る現実的な危険性があるといえる。

そうであればこそ、交差点に進入する場合には、「交差車両との衝突事故」についての予見可能性を問題として、それが予見可能である以上、交差道路の安全を確認して交差点に進入すべき注意義務を措定して、その違反こそが、結果回避義務違反としての過失の中核をなすものと判断されるのである。

（3）本件事故における「損害発生の現実的危険性がある事象」とは何か

本件原子力発電所事故においても、同様に考察することができる。

すなわち、本件原子力発電所事故においても、因果関係のプロセスとしては、地震と津波の到来（A）→外部電源の喪失と内部電源の喪失（全交流電源喪失）（B）→炉心の損傷に基づく放射性物質の放出（C）→放射性物質が特定の一審原告の居住域に到達することによる損害（結果）の発生（D）という因果関係のプロセスをたどっている。

一審原告らは、地震と津波の到来（A）→全交流電源喪失（B）→シビアアクシデントに基づく放射性物質の放出（C）→人格権侵害という損害の発生（D）という因果関係のプロセスのうち、いったん全交流電源喪失（B）に至った場合には、人格権侵害という損害の発生（D）に至ることが想定されると主張す

る。そして、一審原告らは、全交流電源喪失（B）をもたらす現実的危険性を持つ地震・津波については、一審被告の主張するように、「本件と同規模の地震・津波」であることは必要ではないのであり、主要建屋敷地である「O. P. +10メートルを超える津波の到来」さえあれば、全交流電源喪失（B）をもたらす現実的危険性があることから、この程度の津波の到来が予見可能であれば、その津波の到来によって、全交流電源喪失（B）→シビアアクシデント（C）→人格権侵害（D）に至ることが予見できるのであり、結果として、放射性物質放出による人格権侵害という本件被害の発生についても予見可能性が認められることを主張するものである。

6 現実的危険性があれば結果回避措置は義務づけられること

ここまで主張してきたとおり、過失の前提となる結果回避義務を基礎づける予見可能性の有無の問題と、不法行為の別の要件である因果関係の有無の問題は、明確に分けて検討する必要がある。

すなわち、過失の前提となる結果回避義務を基礎づける予見可能性の有無の問題については、予見可能性の対象とされるべき特定の事象について、「損害発生の現実的危険性がある事象」といえるか否かが問われることとなる。その特定の事象が、「損害発生の現実的危険性がある事象」といえる場合には、その事象が予見可能である以上、当然に、損害発生の現実的な危険性も認識が可能となるのであるから、行為をなす者に対して、結果発生を回避すべき注意義務を課す前提を満たすものといえるのである。

この場合には、特定の事象自体から、損害が発生することの現実的な危険性があることが問題とされるのであり、その事象から、必然的に損害が発生する必要はない。

まして、本件は、「深刻な災害を万が一にも起さない」という高度の安全性が求められる原子力発電の安全性確保のための結果回避義務が問われている事案なのである。

7 原判決は予見可能性と因果関係の要件を混同していること

原判決は、上記の一審原告らの予見の対象の主張に対し、一審被告が福島第一原発の敷地高を超える程度の津波が到来して全交流電源を喪失する事態が発生する可能性があることについて認識しえたとしても、敷地高をどの程度超える津波であるのかやその持続時間、水量等によって、被告が採るべき結果回避措置の内容は異なるため、上記一審原告らの主張は、直ちに採用することはできないとした。

しかし、この判断は、過失の前提としての予見可能性の要件と因果関係の有無の要件を混同するものである。特定の行為や、特定の事象から、結果（損害）が発生することについての蓋然性が求められるのは、不法行為の要件のうち、因果関係の要件についてであり、原判決は、求められる法律上の要件の違いを自覚することなく、十分な検討もなく、結果回避義務と予見可能性の対象に持ち込むものであり、誤りといわざるを得ない。

そもそも、一審原告らが、結果回避義務の前提をなす予見可能性の対象として主張している「O. P. +10メートルを超える津波の到来」という事象は、当然のことながら、実際に本件事故において観察された津波ではなく、一審被告が原子力発電所事故の発生を回避するための措置を取るという点に視点を置いて、将来において発生する可能性があるとして予見可能であった事象であり、実際の津波とは異なる。そして、この結果回避義務を基礎づける予見可能性との関係で問題とされる「因果関係」とは、予見が可能であった「O. P. +10メートルを超える津波の到来」から、全交流電源喪失、更には放射性物質の放出というシビアアクシデント（深刻な災害）が引き起こされる現実的な危険性があるか否かという問題である。

結果回避義務との関係で検討されるべきことは、行為の時点に視点を置いて、予見可能性の対象となる想定事象から、将来において損害発生に発展する現実的な危険性があるか否かであることからすれば、予見可能性の対象事象から、現実

に発生した「福島第一発電所事故の発生」との因果関係などは、そもそも検討の対象とはなり得ないものである。

一審被告の不作为が問題となっている本件において、因果関係の要件として検討されるべきことは、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」が予見可能であったことに基づいて、一審被告に対して義務づけられるべき結果回避措置について、その結果回避措置を取っていたとすれば、現実には発生した「福島第一発電所事故の発生」が回避できたか否かという問題である。

つまり、因果関係の要件の充足のためには、損害発生の実現的危険性のある原因事象を予見した場合に義務づけられる結果回避措置（例えば、技術基準省令33条4項が求める非常用電源設備等の独立性の確保）が取られていたとすれば、現実には発生した「福島第一発電所事故の発生」が回避できたか否かという問題なのである。

8 敷地高を超える津波に対する対処措置により本件事故が回避できたこと

(1) 予見された原因事象に応じて結果回避措置が導かれること

一般の不法行為を前提として検討すると、行為者が行為をなすに際して、特定の「損害発生の実現的危険性のある事象」の予見が可能であったとすれば、その行為者には、予見された当該事象を前提として、想定される当該事象に基づいて現実の損害が発生することがないように、結果（損害の発生）を回避するために必要な措置を取るべき注意義務が課されることとなる。

この場合、その予見された特定の原因事象（A）に基づいて、その事象の内容を前提として特定の結果回避措置（a）が取られるべきこととなるのであり、予見される原因事象の内容に応じて、結果発生を回避するために求められる具体的な措置の内容は異なるものとなる。

そして、行為者の過失責任を問うための前提としての予見可能性の観点からは、当該原因事象（A）が予見可能であることから導かれる結果回避措置（a）を取っていれば、その回避措置によって、その後の因果関係のプロセスを遮断

して、損害発生を回避することが可能となるものであることが必要である。

なぜなら、仮に「損害発生の実現的危険性のある事象」(A)の予見が可能であったとしても、その事象の内容に応じて導かれる結果回避措置(a)を取ったとしても、現実の損害の発生を回避することができないとすれば、原因事象(A)を予見したとしても損害の発生(D)を回避するための適切な結果回避措置を取ることの期待可能性がないこととなるからである。

よって、予見可能性の対象となる「損害発生の実現的危険性のある事象」については、同時に、その事象を予見することによって、損害発生を回避するための適切な回避措置を取ることが期待できるということが、あわせて求められることとなる。

これは、前記の結果回避義務の不履行と損害発生との因果関係要件の問題であり、この因果関係については、「高度の蓋然性」の基準による因果関係の立証が求められることは前述のとおりである。

(2) 敷地高を超える津波の予見に基づいて求められる結果回避措置

これを本件についてみれば、一審原告らが「損害発生の実現的危険性のある事象」に当たり、予見可能性の対象であるとして主張するのは、「O. P. + 10メートルを超える津波の到来」という想定事象である。

この想定事象が予見される以上、これに応じた結果回避措置が取られることが求められる。

建屋敷地を超えるO. P. + 10メートル超の津波の到来を想定した場合には、タービン建屋地下に設置されていた、水に対して脆弱性を抱える非常用ディーゼル発電機及び非常用電源設備等が被水して機能喪失する危険性が高いことから、こうした事態を回避するための措置を取ることが求められることとなる。

そして、上記敷地高を超える津波に対する対処により事故が回避できたことについては、別の準備書面で主張するとおりなのである。

9 結論

以上より、福島第一原子力発電所の1号機ないし4号機の建屋が設置されていた高さである「O. P. +10メートルを超える津波の到来」があった場合には、全交流電源喪失から、炉心損傷に伴う大量の放射性物質の排出に至る現実的な危険性があったものであり、かつ、別の準備書面で主張するとおり、こうした規模の津波を想定して原子力発電所の安全を確保するために求められる非常用電源設備等の独立性の確保等の結果回避措置を取っていたとすれば、本件地震及び津波によって全交流電源喪失を回避することは可能であったといえるのであるから、「O. P. +10メートルを津波の到来」という事態が予見可能性であった以上、一審被告は、これらの結果回避措置を取るべき注意義務を負うものであり、そうした注意義務を怠った点において、一審被告の過失（結果回避義務違反）は明らかである。

一審被告の過失については以上のように検討されるべきであり、したがって、本件における予見の対象は、福島第一原子力発電所の1号機ないし4号機の建屋が設置されていた高さである「O. P. +10メートルを超える津波の到来」で足りるはずなのである。

以 上